様式第29号(第17条関係)

|  |
| --- |
| 埋蔵文化財協議書　周知の埋蔵文化財包蔵地において、土木工事等のための発掘をしたいので、文化財保護法第93条(昭和25年法律第214号)の規定に基づく埋蔵文化財発掘の届出を、別添写しの通り提出いたします。つきましては、埋蔵文化財の取扱い措置について、協議を依頼します。 |
|  | 日付(届出日) | 年　　　月　　　日(文書番号　　　　　)　国分寺市 |  |
| 事業予定地(発掘地の地番) |
| 協議者(事業者・代理人) | 　住所　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　電話 |
| 協議書の受取方法 | 窓口・電子メール・FAX | 電子メールアドレスFAX番号 |
| 指導内容(教育委員会の意見)　※市記入欄 |
| (1)　試掘調査 | 埋蔵文化財の有無を確認するため。 |
| (2)　確認調査 | 埋蔵文化財のより詳しい内容・性格等を把握するため。 |
| (3)　工事立会い | ①立会い中に遺構等が確認された場合は、発掘調査を行う。②掘削の深度が遺構面に達しない計画となっている。③過去の調査結果から、遺構等の希薄な地域である。④小規模工事のため。 |
| (4)　発掘調査 | ①工事等により埋蔵文化財が掘削されるため。②盛土・工作物等の設置で、埋蔵文化財に影響を及ぼすため。③恒久的建築物・道路等を設置するため。④その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| (5)　慎重工事 | ①既に、発掘調査を実施した地域である。②既に、削平されている地域である。③その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 協議合意日 | 年　　　月　　　日　※市記入欄　　　　 |
| 備考 | 国分寺市教育委員会は、別途受理した届出の正本を、上記の内容の意見を付して東京都教育委員会へ進達します。本件について、都教育委員会より届出者に対して通知がありますので、その指示に従ってください。 |
| 　 |